

事業名	レセプトデータ等の分析による保険者と企業が連携した保健事業の実施				
申請事業者	医療統計データの分析を行う中小企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省※1	法令	個人情報保護法

※1:個人情報保護法において、勧告及び命令等を行うことができるとされている省庁

【照会内容・結果】

○レセプトデータ等の分析を行う照会者が、保険者が保有する加入者の特定健診・レセプトデータ等と、企業が保有する従業員の定期健診データ等を集計・統合し、健診後の医療機関への受診状況等を把握・分析。保険者と企業双方に対し、その分析結果を提供するのに先立ち、加入者や従業員※2の個人情報に関する同意の取得方法について照会。

※2:保険者の加入者と企業の従業員は、同一の者。

○保険者及び企業が、あらかじめ、加入者や従業員に対し、レセプトデータの分析結果を企業に提供する、あるいは、定期健診データの分析結果を保険者に提供することについて、本人の求めがあれば、その者が識別される個人データの提供を停止することなどが明らかにされている場合には、これらの分析結果の提供が、いずれも、個人情報保護法に規定される第三者への提供制限に該当しないことが確認された。

【意義】

- 保険者と企業の連携による保健事業を行う環境が整備される。
- 病気の早期発見や重症化の予防を通じて、健康長寿社会の実現に資する。

【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課(03-3501-1790)